

伊勢原市公告

公募型プロポーザルに係る手続き開始の公告

伊勢原市短期集中通所型サービス（生き生き健康教室）事業について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告します。

令和 6 年 4 月 5 日
伊勢原市長 高山 松太郎

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 事業名称 伊勢原市短期集中通所型サービス(生き生き健康教室)事業
- (2) 事業場所 伊勢原市内（別途指定）
- (3) 業務委託期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 業務の概要
伊勢原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則第4条第1項第1号イに規定する第1号通所事業の実施に関する要綱に基づき、高齢期特有の生活機能の低下等により要介護状態または要支援状態となるおそれがある居宅支援被保険者等に対し、これを予防するため、介護予防に関する基礎知識や運動器の機能向上、栄養改善、認知症予防等に関する助言、指導を行い、日常生活機能動作等の改善に向けた支援を行う。
(詳細は別紙仕様書を参照)
- (5) 予算限度額 967,000円×3教室=2,901,000円
(消費税及び地方消費税相当額は別途)
- (6) 支払方法 各教室終了後に1教室分の料金を支払う。(全3回払い)

2 参加資格等に関する事項

- 本業務のプロポーザルに参加する提案者は、公告日から受注候補者決定の日までの間において、次の要件に該当する場合は参加できません。なお、複数の事業者による共同提案も認めないものとします。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている者
 - (2) 伊勢原市から伊勢原市競争入札参加資格停止等措置要領により競争入札の参加に関して指名停止を受けている者
 - (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない者
 - (4) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続をしている者
 - (5) 国税及び地方税を滞納している者
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (7) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下にある者
 - (8) 暴力団の構成員を役員に含む者
 - (9) 過去5年以内に地方公共団体や地域包括支援センター等の事業所において、複数回かつ同一の参加者を伴う介護予防教室の受注実績（以下「関連業務実績」という。）がない者。
 - (10) 契約締結日までに、職員の確保及び名簿の提出が行えない者。

3 参加申し込みに関する事項

(1) 提出書類

- ① 様式1「参加申込書」
- ② 様式2「会社概要調書」
- ③ 様式3「関連業務実績一覧」及び関連業務実績が証明できるもの（契約書の写し等）
- ④ 企画提案書
 - ・実施するプログラムの内容
 - ・業務従事者の人員体制（従事者人数及び従事シフトなど）
 - ・業務従事者の選定方法、雇用条件等について
 - ・現場責任者の配置体制及び従事体制について
 - ・仕様書に記載する各種専門職の配置体制及び関連業務の経験について
 - ・危機管理について（事故対応など）
 - ・市との連絡調整の方法について
- ⑤ 業務執行計画（受注決定後のスケジュールなど）
- ⑥ 見積書及び見積内訳書
- ⑦ 納税証明書（その3の3、法人税と消費税及地方消費税）

(2) 参加申込書（様式1）

提出期限 令和6年4月26日（金）午後5時まで

提出方法 電子メールにて、担当へ送信すること。

(3) 審査書類等（様式2、様式3、企画提案書、業務執行計画、見積書、納税証明書）

提出期限 令和6年5月8日（水）午後4時まで

提出方法 原則として介護高齢課窓口へ直接持参すること。

4 審査方法

(1) 書類審査（1次審査）

提案者が4者以上の時は、提出書類による1次審査を行い、上位3者を選定します。提案者が3者以下の時は、1次審査は実施せずに2次審査を行います。

(2) 提案プレゼンテーション（2次審査）

1次審査にて選定された者は、2次審査として提案プレゼンテーションを実施していただきます。

2次審査の日程及び場所については、1次審査の結果通知の際にお知らせします。

（2次審査予定）

- ① 日時 令和6年5月15日（水）午前
- ② 場所 2C会議室
- ③ 人数 3名以内
- ④ プレゼンテーション時間
 - ・提案者の準備及び説明時間として40分程度
 - ・伊勢原市からの質問時間として20分程度

5 契約方法

提出された企画提案書、提案プレゼンテーション内容の審査結果に基づき、最も優秀と評価された受注候補者は当市と契約内容の協議を経て、随意契約により契約を締結します。

なお、受注候補者との協議において双方が合意に至らなかった場合には、次点候補者との協議を経て契約を締結するものとします。

6 担当事務局

- (1) 担当課 伊勢原市保健福祉部介護高齢課 地域包括ケア推進係
- (2) 担当者 栗田、山崎
- (3) 所在地 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地
- (4) 連絡先 (電話) 0463-94-4725 (FAX) 0463-94-2245
- (5) 電子メール kourei@isehara-city.jp